

復興News 陸前高田

＜第14号＞
平成26年3月発行
陸前高田市復興対策局

ニュース③ 市内で個別に住宅を再建する皆さんへ ＜陸前高田市独自の支援制度のお知らせ＞

震災で被災し、市内の自分で確保した安全な土地に住宅を再建する世帯に対し、市独自の補助制度があります。すでに住宅を建設した場合でも、さかのぼって申請することができます。

敷地造成費補助

＜補助額＞1世帯当たり上限50万円

▽内容 震災により居住用の住宅を滅失した人が、市内に住宅を再建する際に要する宅地造成費用および造成された宅地の購入費用の一部を補助。

▽申請期限 平成31年3月31日

【担当】被災者支援室



道路工事費補助

＜補助額＞1世帯当たり上限300万円

▽内容 震災により住宅が全壊、または大規模半壊した世帯が、安全な場所へ一戸建ての住宅を建設する場合、その道路工事および道路用地の買収費の一部に対し補助。

▽申請期限 平成31年3月31日

【担当】建設課道路河川係



水道工事費補助

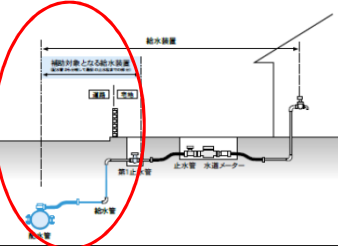
＜補助額＞1世帯当たり上限200万円

▽内容 震災により住宅が全壊、または大規模半壊し、居宅が滅失した世帯が、安全な場所へ一戸建ての住宅を建設する場合、水道工事費の一部に対し補助。

▽申請期限 平成31年3月31日

【担当】水道事業所

補助対象 →



浄化槽設置費補助

＜補助額＞5人槽53.2万円、7人槽68.1万円

▽内容 被災の有無にかかわらず、浄化槽を設置した場合に規模に応じて補助。

▽申請期限 なし(随時)

【担当】都市計画課下水道係



ニュース④ 災害援護資金貸付制度のお知らせ

震災により、住居や家屋に被害を受けたり、世帯主が重傷を負ったりした場合、一定所得以下の世帯の人は、限度額の範囲内で無利子(※1)または低利子で借り入れることができます。

償還期間は13年(※2)です。

※1. 保証人がいない場合は年利1.5%。

※2. 当初6年は無利子で返還は不要です。

▽貸付限度額

世帯人数	市税における平成21年中の総所得額	※世帯の住居が滅失した場合は、
1人	220万円	1,270万円
2人	430万円	
3人	620万円	
4人	730万円	
5人以上	1人増えるごとに30万円を加算	

被害の種類・程度	貸付限度額	
	世帯主の負傷なし	世帯主の負傷あり
家財および住居に損害なし	—	150万円
家財の3分の1以上の損害	150万円	250万円
住居の半壊・大規模半壊	170万円	270万円
住居の全壊	250万円	—
住居の全体が滅失、流失など	350万円	350万円

詳しくは、被災者支援室(内線410~413)まで。

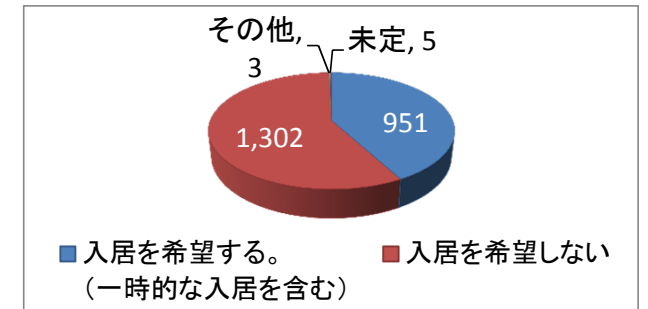
◆編集・発行◆ 陸前高田市復興対策局 〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5 ☎0192-54-2111(内線436)

ニュース① 災害公営住宅 入居意向調査・災害公営住宅入居仮申込結果のお知らせ ＜建設予定戸数1,000戸に対し1,016戸が入居を希望＞

昨年10月から12月にかけて、調査を実施した災害公営住宅への入居意向調査と、仮申込の状況結果の集計がまとまりましたので、その概要をお知らせします。調査へのご協力、ありがとうございました。

◆災害公営住宅への入居希望の有無

	回答数	構成比
入居を希望する。(一時的な入居を含む)	951	42.1%
入居を希望しない	1,302	57.6%
その他	3	0.1%
未定	5	0.2%
全体	2,261	100%

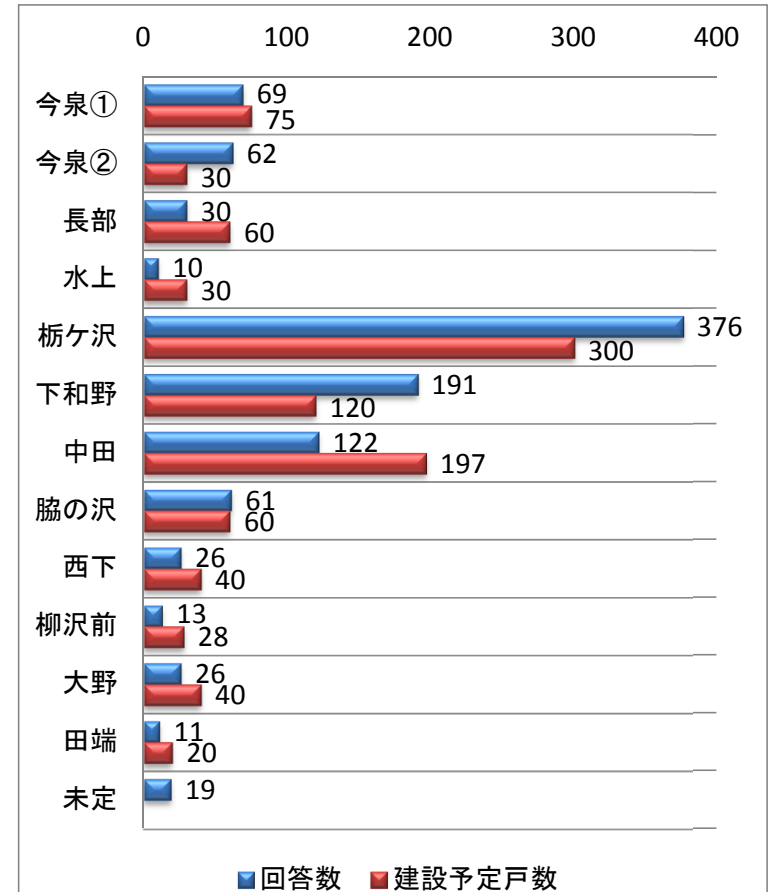


※入居を希望する951世帯のうち複数の戸数に入居を希望している世帯があり、全体で1,016戸の希望がありました。

◆入居を希望する災害公営住宅の地区と建設予定戸数

	回答数	建設予定戸数	倍率	構成比
今泉①	69	75	0.92	6.8%
今泉②	62	30	2.07	6.1%
長部	30	60	0.50	3.0%
水上	10	30	0.33	1.0%
栃ヶ沢	376	300	1.25	37.0%
下和野	191	120	1.59	18.8%
中田	122	197	0.62	12.0%
脇の沢	61	60	1.02	6.0%
西下	26	40	0.65	2.6%
柳沢前	13	28	0.46	1.3%
大野	26	40	0.65	2.6%
田端	11	20	0.55	1.1%
未定	19	—	—	1.9%
全体	1,016	1,000	1.016	100%

※構成比の合計は、四捨五入のため、合致しません。



今回は仮申し込みであり、本申し込みは、完成する団地ごとに、完成3カ月前に行います。受付については、広報などでお知らせしますので、その際に、改めて申し込みをお願いします。

災害公営住宅の入居条件、家賃などについては、個別に相談に応じていますので、建設課(内線402・404)まで、問い合わせください。

土地区画整理事業に関するQ&A

げんぶ

Q. 減歩とは何ですか？

A. 土地区画整理事業では、道路や公園などの公共施設が整備され、土地の形状も整形になって再配置されることにより、土地の利用価値が増加します。この増加の範囲内で、地区内の地権者から土地を少しずつ提供していただき、道路や公園などの公共施設用地に充てる仕組みになっており、この個々の土地の面積が減少することを「減歩」といいます。

かりかんち

Q. 仮換地指定とは何ですか？

A. 土地区画整理事業では、道路や公園などの公共施設が整備され、土地の形状も整形になって再配置されることになるため、整理前の土地に替えて整理後に使用したり、収益を上げたりすることができる一定の土地を指定することになります。この土地を「仮換地」といい、この仮換地の位置、面積などを権利者に通知する行政処分を「仮換地指定」といいます。

Q. 換地先の場所はどうやって決めるのですか？

A. 平成26年度に高台、かさ上げ地等の換地先(移転先)の意向を再調査します。それを踏まえ、整理前の土地の位置、面積などの諸条件に基づき、地区全体の権利者間の公平性が保たれるよう、施行者(市)が案を作成し、土地区画整理審議会の意見を聴いて施行者が定めます。

Q. 個々の減歩と換地位置はいつ分かりますか？

A. 平成27年度に仮換地案を供覧(市役所などで一定期間公開)します。その際に個別の減歩と換地位置を説明します。

Q. 事業計画書で定められた減歩率で減歩されるのですか？

A. 事業計画書で定められた減歩率は、施行地区内の全ての土地の平均の減歩率です。個々の土地の減歩率は、整理前と整理後の状況により算定されますので、一律に同じ減歩率ではありません。

Q. 以前の土地区画整理事業で減歩されている土地の減歩率はどうなりますか？

A. 土地区画整理事業が終わった地域は、そうでない地域に比べて宅地の形状が整形になっているなど、土地利用状況が良くなっているため、評価の際に考慮されます。

Q. 高台に100坪換地してもらえますか？

A. 希望できる土地の面積の上限は100坪(330㎡)ですが、被災前の土地の面積を勘案して決定する予定です。

【Q & Aに関する問い合わせ先】
都市計画課区画整理係

防災集団移転促進事業の導入に関するQ&A

Q. 防災集団移転促進事業(防集)を導入する理由は何ですか？

A. 土地区画整理事業区域内の平地部は、住宅が建てられない災害危険区域に予定していることから、防集事業を導入して整理前の土地を買収することにより、区画整理事業全体のスピードアップを図ることができます。

Q. 防集の区域はどのように決めましたか？

A. 整理後に平地部になる範囲を基本とし、整理前の道路などの境界で区域を決めています。

Q. 平地部には残ることができませんか？

A. 居住するための土地を残すことはできません。農地については平地部に確保する予定です。

Q. 防集区域は換地での住宅移転はできませんか？

A. 確実に安全な場所へ移転していただくため、対象になる人は原則として、防集による移転をお願いしたいと考えています。何らかの理由で換地を希望する場合は、個別に相談してください。

Q. 土地を売ったら区画整理地内の高台を買わなければなりませんか？

A. 区画整理区域内の高台への移転に限定されません。他の選択肢としては、災害公営住宅への入居や、土地区画整理事業区域外での自力再建もあります。

Q. 土地の買収価格はいくらですか？

A. 移転元地の買収価格は、不動産鑑定評価によりますが、市内他地区の例では、概ね固定資産税評価額と同等程度の価格になっています。

Q. 土地買取りの時期はいつですか？

A. 平成26年夏以降、順次買取る予定です。

Q. 高台に100坪確保してもらえますか？

A. 希望できる土地の面積の上限は100坪(330㎡)ですが、被災前の土地の面積を勘案し決定する予定です。

Q. 移転先の購入価格はいくらですか？

A. 移転先の土地の価格は、完成時の不動産鑑定評価に基づき、算定されます。

Q. 防集は高台に移転先が確実に確保されるので、区画整理よりも有利なのですか？

A. どちらが有利・不利ということはありません。防集の移転先の決定などは、土地区画整理事業における換地のルールを踏まえるとともに、今後設立予定の集団移転協議会で話し合いをしながら進めてまいります。防集は、土地を売却できるという選択肢が増えるメリットがありますが、その代わりに移転先の土地を購入しなければならないという側面があります。

Q. 移転先の高台は希望できますか？

A. 移転先となる高台は、従前のコミュニティを考慮しながら、移転協議会の意向を踏まえ決定します。

